

令和 7 年 5 月 22 日 定例教育委員会 会議録			
1 開催日時及び場所			
・ 令和 7 年 5 月 22 日（木） 14 時 40 分 ～ 16 時 10 分			
・ 1703 会議室			
2 出席者			
教育長	堀 貴 雄	事務局職員	
委 員	村 上 啓 雄	副教育長	松 本 順 志
委 員	打 江 記 代	教育次長	中 川 敬 三
委 員	市 川 祥 子 (Web)	義務教育総括監	青 木 孝 憲
委 員	吉 田 香央里	教育総務課長	野 中 正 史
		教育総務課教育主管	安 部 博 貴
		教育総務課福利厚生室長	北 川 千佳子
		義務教育課長	吉 村 嘉 文
		義務教育課教育主管	林 健 司
		義務教育課教育主管	渡 辺 出
		高校教育課長	棚 橋 武 司
		高校教育課教育主管	早 野 宏 樹
		特別支援教育課長	服 部 秀 明
		教育研修課長	高 木 岳
		体育健康課長	日下部 光
		学校安全課長	大和谷 淳
		学校安全課生徒指導企画監	那 須 貴
		教育管理課長	中 野 嘉 章
		教育財務課長	田 中 由美子
3 議事日程等			
報第 2 号、報第 3 号、議第 3 号、議第 4 号、事務局報告（政策）（4）について、非公開とする			
ことを決定			
4 会議録			
令和 7 年 4 月 18 日開催の定例教育委員会の会議録を承認			
5 審議の概要			
別添のとおり			

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
報第1号 令和8年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準について	
義 務 教 育 課 長	前回の定例教育委員会会議において、採択基準（案）の内容及び教科用図書選定審議会に諮ることについて承認をいただいた。その後、5月14日（水）に岐阜県教科用図書選定審議会を開催し、審議会からの答申を受け、別紙のとおり専決したため、その承認を求めるものである。 採択基準は、既に市町村教育委員会へ送付しており、今後は各地区の採択協議会を経て、8月31日までに各市町村教育委員会の採択が議決することになる。9月1日に採択地区協議会の議事録等をホームページに公開することで、今年度の教科書採択が完了することとなる。 資料3ページ、岐阜県教科用図書選定審議会より、採択基準（案）の内容については適切である旨の答申をいただいている。資料4ページは、答申を受けて確定した採択基準を市町村教育委員会教育長様、各特別支援学校長様、各国立私立小中学校長様へ通知した文書である。資料5から6ページは確定した採択基準である。
教 育 長	報第1号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり承認する。
議第1号 令和8年度岐阜県立高等学校入学者選抜について	
高 校 教 育 課 長	令和8年度岐阜県立高等学校入学者選抜について説明する。 資料3ページの■1の第一次選抜、■2の連携型選抜、■3の第二次選抜の日程については、前回の定例教育委員会会議にて既に承認いただいている。今回新たに■4の通信制の課程の選抜についてお諮りするものである。通信制の課程の選抜については、これまでは3月末の1回のみの実施となっていた。しかしながら、近年の中学校卒業生の状況等を鑑み、今年度実施の日程については、従前どおりの3月末に加え、全日制や定時制の課程で行われている第一次選抜の日程に合わせて行うこととし、計2回の選抜を行うというものである。具体的には、定員を前期選抜と後期選抜とに分け、前期選抜の検査期日を令和8年3月4日（水）、または5日（木）。後期選抜の検査期日を令和8年3月26日（木）とする。
村 上 委 員	通信制について、前期と後期という形で生徒にチャンスが与えられるということは大変望ましいと思う。第一次選抜や連携型選抜は、感染症等による体調不良があった際の救済のための追検査があると思うが、通信制の前期に対する追加検査も盛り込むべきではないか。
市 川 委 員	村上委員の考えに賛同する。
教 育 長	2人の委員の意見を受けて、提案を採択するとなると、どのような変更になるか。
高 校 教 育 課 長	今の御指摘・御提案を受け、通信制の前期選抜の後に、第一次選抜の追検査に相当するものを設けるという対応させていただきたい。
教 育 長	すなわち、■4の前期選抜の2つ目の丸の下に第一次選抜と同様に追検査期日、令和8年3月10日（火）を記載する。

高 校 教 育 課 長	学校の状況等を踏まえながら、10 日または 11 日ということで対応させていただきたい。
教 育 長	もう一度整理すると、■ 4、その中の 1 つ目の□前期選抜の 2 つ目と 3 つ目の○印の間に、第一次選抜の 1 の 4 つ目の○印と同じ 2 行を加えるということになる。よろしいか。
高 校 教 育 課 長	その通りである。
打 江 委 員	1 番下の※印に、全日制・定時制の必要な手続きはW e b 出願で行うと明記されている。通信制においてはどうか。
高 校 教 育 課 長	通信制については昨年度まではW e b 出願システムではなく、紙で行っていた。今回第一次選抜の日程にそろえるので、W e b 出願システムに載せるということも考えている。しかし、それに伴い大きなシステム変更が生じることもあり、現在、システム業者と打ち合わせをしている。対応が可能であれば、通信制についてもW e b 出願に載せたいと考えているが、大幅なシステム変更が生じるのであれば、通信制については従前どおりの紙による出願もあり得る。この件についてはまだ確定した情報をお伝えできない状況である。御理解いただきたい。
教 育 長	本議案 2 つ目の訂正としては、枠外の 1 つ目の※印の一行を削除する。W e b 出願については、この教育委員会会議で決定する事項ではないため、担当課から中学校や中学生、その保護者に対して混乱のないように、周知の徹底をしていただきたい。
市 川 委 員	通信制の前期、後期、追検査については、オンラインでの面接及び自己表現ということはあるのか。
高 校 教 育 課 長	原則的には対面を想定している。しかし、受験者の状況等を踏まえながら総合的に判断していきたいと考えている。
市 川 委 員	対面もW e b もあり得るということか。
高 校 教 育 課 長	場合によってはそれも想定される。状況に応じながら考えていきたい。
教 育 長	付け加えると、受験に対しては合理的な配慮がある。様々な障がいのある方に対して、例えば、これまで試験問題を拡大したり、試験時間を長くしたりなどの実績がある。今回の市川委員の考えも合理的配慮の一部になるかと思う。
高 校 教 育 課 長	このことについては、本人及び中学校の方から一定の手続きをし、教育委員会事務局に届け出をしていただき、それが認められた場合には行うということ。承認した範疇の中での対応をさせていただく。
教 育 長	議第 1 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により本日の議論を踏まえた修正案のとおり可決する。

議第 2 号 令和 8 年度岐阜県立多治見工業高等学校専攻科陶磁科学芸術科の入学定員について	
高 校 教 育 課 長	令和 8 年度岐阜県立多治見工業高等学校専攻科陶磁科学芸術科の入学定員についてお諮りするものである。 多治見工業高等学校の専攻科について簡単に説明する。高等学校の専攻科については、学校教育法において「高等学校等を卒業した者等を対象に、精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とした専攻科を高等学校に置くことができる」と定められており、本県の高等学校では、多治見工業高等学校に専攻科として陶磁科学芸術科を設置している。この陶磁科学芸術科では、美濃地域で生まれた織部や志野といった日本のやきもの文化に触れながら、やきものの世界で活躍したい方を対象とする。陶芸を専門とした教育が行われており、修業年限は 2 年。 今回お諮りいたしますのは、多治見工業高等学校の専攻科である陶磁科学芸術科への入学定員であり、前年度と同じく 30 名を予定している。
村 上 委 員	今年度の入学者は何名か。
高 校 教 育 課 長	15 名である。
教 育 長	議第 2 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策） (1) 令和 8 年度県立高等学校入学者選抜における募集単位の変更について (2) 令和 6 年度教職員保健審査会の結果について (3) 岐阜県教職員の心身の健康づくり計画について	
教 育 総 務 課 長	高山工業高校については、現在、機械工学科、電子機械工学科、電気工学科、建築インテリア工学科の 4 学科で設置をしている。これまでは、学科ごとに入学定員を設け、募集をしていたが、1 年生で工業に関する幅広い知識等を学んだ上で、2 年生から自己の適性や興味・関心に沿って 4 学科から選択することで、より専門性を高め、地域の将来を担うことができる人材の育成を目指すため、この度、4 学科を総合工学科郡として一括して募集することにしたいと考えている。 令和 8 年度入学者選抜より実施をする。
福 利 厚 生 室 長	昨年度開催した教職員保健審査会の結果について、教職員の健康づくり計画について報告する。 この審査会は、教育委員会から諮問を受け、教職員に採用する者の健康診断の結果判定や教職員の健康管理に関して調査審議するもので、疾患の種類により、3 つの部会が設置されている。第 1 部会は結核性疾患、第 2 部会は精神・神経系疾患、第 3 部会はそれ以外の疾患に関する事項で、採用に関する者の健康診断の場合は、第 1、第 3 部会合同で開催するものである。 実施結果を説明する。まず第 1、第 3 部会合同で新規に採用する予定の職員の健康状態の審査を 7 月と 2 月に実施した。対象者 562 名について、健康診断結果から健康状態を審査した結果、現時点で全員が「健康管理区分 D（健康）」と判定された。うち 86 名（約 15%）が、現病歴や血中脂質・肝機能等の検査結果を踏まえ、委員から「医療機関での治療又は経過観察が必要」との答申をいただいた。 また、第 2 部会として、精神疾患等により休職している職員の復職審査を合計 12 回

	実施し、31件を審査した。校種別、性別、年齢別の内訳は記載の通りである。審査の結果、全31件を復職可とした上で、一定期間勤務に制限を加えるなど業務上の配慮を求める要軽業、うち30件は、要軽業かつ継続した治療が必要である要医療との答申をいただいた。 また、第3部会として、結核性疾患、精神・神経系疾患以外の疾患により、休職している職員の復職審査を1回実施し、1件を審査した。審査の結果、復職可とした上で、要軽業かつ継続した治療が必要である要医療との答申をいただいた。 なお、結核性疾患を対象とする第1部会は開催していない。 続いて、教職員の心身の健康づくり計画、第二期について報告する。心身の健康づくり計画は国の指針を受け、作成しており、令和7年3月に第二期計画を策定した。 本計画では、職員が主体的に自身の健康維持増進に努めるとともに、それぞれの役割を果たし、互いに協力して、安全で働きやすい職場環境づくりに取り組むことができるということを目的としている。これは、教育委員会は事業者として、所属においては管理職が職員の健康管理、健康増進、職場環境改善、メンタルヘルス対策等を積極的に推進するための基本方針となる。 第二期計画では、心の健康、身体の健康の他に、新たに職場環境の観点を加え、それぞれに重点目標を掲げている。心の健康については、メンタルヘルス不調への早期の気づきと適切な対処による重症化予防、身体の健康については、セルフケア能力の向上と、生活習慣病を始めとした疾病予防及び早期発見、職場環境については、各所属による安全で働きやすい職場づくりの推進を重点目標としている。7ページから9ページに、重点目標ごとの取組みの方向性を示しており、こちらに沿って各種事業を計画し、実施している。10ページからは、参考資料として、教職員の健康状態の各種データ、22ページには、指標一覧を掲載している。 指標一覧の目標値の設定については、日頃から健康管理について、お力添えいただいている村上委員にも御助言をいただき、できる限りの数値化と実現可能性に留意し、設定している。
村上委員	教職員の健康状態を経時的に動向が見られるグラフを作っていただき、以前より見やすくなった。引き続きその動きを正確に捉えて、今後の健康計画の参考にさせていただく作業を継続していただきたい。
打江委員	児童生徒には、スクールカウンセラーがいるが、教職員に対してのカウンセラーはいるのか。
福利厚生室長	教職員が相談できる窓口については、心の健康相談室という事業を行っており、全県下で12ヶ所に委託をし、専門医の相談が受けられるようになっている。
吉田委員	第2部会のアンケートの結果により、要軽業、復職可となった方について質問したい。要軽業であるため、通常勤務ではないと理解しているが、どのタイミングで通常業務に戻るのかについて審査は毎年行っているのか。それとも、本人や周りの職員等が何かしらの検査をすることによって復職するのか。どのような経緯で、通常勤務に戻っていくのかについて教えてほしい。
福利厚生室長	職場に復職しても、時間外の制限を行ったり、業務の配置を配慮したりして軽業いただき、しばらくの間、様子を見ていく。
村上委員	付け加えて説明する。個別に復職に係る計画を示し、そのとおりに実施いただく。経過観察を続け、計画からあまりにも逸脱するような状況であれば、再度審査し直すこともある。このように第1部会、第2部会、第3部会とも丁寧に審査を実施している。 また、心の健康相談室以外にも個別の課題のある教職員には産業医の面談も実施することがある。

福 利 厚 生 室 長	先ほど村上委員にもお話いただいた産業医以外に、当課にいる保健師にも随時相談いただくことができる環境を整えている。
事務局報告（その他） (1) 岐阜県における全国レベルの表彰について (2) 令和7年度教育委員行事予定について	
教 育 総 務 課 長	まず、岐阜県における全国レベルの表彰について報告する。 今回はスポーツ部門のみということになっている。昨年の12月から今年の3月までに、国内で開催した全国大会における受賞者の一覧である。第49回全国高等学校選抜フェンシング大会女子フルーレ、学校対抗戦で優勝した岐阜総合学園高等学校を初め、弓道、ライフル、新体操など、全14種の競技で、20の個人及び団体が優秀な成績を収めた。なお、学校学年については、昨年度のものとなっている。
教 育 総 務 課 長	次に、今年度の教育委員の皆様の行事予定表について説明する。前回示した行事予定表から変更した部分のみ申し上げる。6月の定例教育委員会は、総合教育会議の日程に合わせて開催することを想定していた。しかし、総合教育会議が7月以降に開始することになったため、総合教育会議の日程は改めて設定させていただく。定例教育委員会会議は、6月16日の10時半から予定をしている。また、全国都道府県教育委員会連合会第2回総会及び研究協議会については、1月26日、27日の2日間、東京都のホテルグランドヒル市ヶ谷で開催することが決まった。
その他 意見交換	
打 江 委 員	4月の初めに荘川の義務教育学校の開校式に参加した。本当に綺麗な学校で、地域の人と一緒に交流できる場があった。英語教育を先進的に実践されている学校であり、子どもたちには、豊かな自然の中で安心して学んでほしいと思った。
村 上 委 員	最近、登下校時の交通事故が多く、中には死亡事案もあった。教育現場全体として交通安全に対する取組みを実施する予定があるか。
学 校 安 全 課 長	新聞等の報道でもあったが、自転車対自動車の事故、命に関わるような事故が起きている。警察とも協力しながら学校に注意喚起を行っているところである。高校では、ヘルメット着用についてできる限りの事例を提示しながら生徒に伝えられるよう、生徒指導主事会議や校長会等で周知徹底を図っていくつもりである。
村 上 委 員	いずれかの市町村では、生徒自身が反射板を自転車につけたり、運転しながらスマホを操作するのをやめたりということを徹底しているようである。危険な自転車の運転をする生徒を見かけることもある。呼びかけを繰り返し行っていただきたい。
教 育 長	新年度になり自転車による事故が数件あった。私もながらスマホをしている生徒を見かけることがある。一方、報道等でも御存じかと思うが、大垣東高等学校と岐阜市立岐阜商業高等学校が、警察と連携しながらヘルメット着用について義務化のような形にしていくという計画がある。
市 川 委 員	中濃・東濃で子ども食堂をやっている寺院がいくつかある。その住職等から、学校に登校できない児童生徒向けの支援について、学校を退職された方に手伝ってもらいたいという相談を受けている。これらの寺院ではネット環境も整っているのので、この場所から授業を受けることも可能であるという。家にいられない子を受け入れる場所にしたいという話があった。

義務教育 総括監	退職された教員あるいは校長・教頭との連携を求めているのであれば、当該の市町村教育委員会に相談されると人を紹介していただける。とてもよい取り組みだと思う。ぜひ、市町村教育委員会に相談いただきたい。
市川委員	寺に駆け込む子どもがいて聞いている。深刻な話もいろいろ聞いた。学校とは異なる場所から学校と繋がるということを、岐阜県として考えられたらよいと考えている。
議第3号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開案件）	
教育に関する事務に係る議案に対する意見について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
事務局報告（政策）（4） いじめに関する重大事態の調査報告について（非公開案件）	
いじめに関する重大事態の調査報告について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第2号 市町村立学校管理職等の人事異動について（非公開案件）	
市町村立学校管理職等の人事異動について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第3号 市町村立学校教諭の人事異動について（非公開案件）	
市町村立学校教諭の人事異動について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第4号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
閉会	
午後4時10分、閉会を宣言する。	